

# 米国税制改正：米国下院が税制改正法案を可決、政権与党は7月4日までに法案成立を目指

May 2025

## In brief

2025年5月22日(現地時間)、米国下院は、5月12日に米国下院歳入委員会議長により公表された各種の税制改正項目を含む予算調整措置法案(H.R.1, the "One, Big, Beautiful, Bill Act")を賛成215票、反対214票で可決しました(以下、「下院法案」)。政権与党は独立記念日(7月4日)までに予算調整措置法案の成立を目指しており、今後は上院での審議が行われることとなります。

下院法案には、第1次トランプ政権での減税項目を2026年以降も継続する各種の改正のほか、100%ボーナス償却の復活や利子費用控除制限の緩和、デジタルサービス税(Digital Service Tax: DST)や、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule: UTPR)に対する潜在的な対抗措置の創設や、ESG関連税額控除の一部縮小等、米国に子会社を持つ日系企業にとっても重要な改正項目が含まれています。他方、今後の上院での審議および両院の擦り合わせの過程で修正が行われる可能性がありますので、今後の推移に注視する必要があります。

本ニュースレターでは、下院法案の背景および概要、法人・国際関連改正項目の内容および今後の税制改正の流れについて解説します。

## In detail

### 下院法案の背景および概要

政権与党は2025年4月に上下院が承認した予算調整措置の枠組みに基づき、第1次トランプ政権下で成立した2017年税制改正(Tax Cuts and Jobs Act: TCJA)の減税項目を2026年以降も維持する各種の改正を含む予算調整措置法案の成立を独立記念日(7月4日)までに成立させることを目標としています。

両院租税委員会(Joint Committee of Taxation, JCT)の見積によると、下院法案は、今後10年(2025-2034)で3.7兆米ドルの減税による歳入減を見込んでいます。これは、下院が承認した予算調整措置の枠組みである「今後10年で1.5兆米ドルの歳出削減を条件として、現行法をベースに今後10年で4兆米ドルの減税による歳入減を許容」に基づくものです。歳出削減項目の主なものとしては、クリーンエネルギー関連の政府補助・メディケイド(低所得者向け医療扶助制度)・奨学金等の教育関連政府補助・SNAP(フードスタンプ等の低所得者向け補充的栄養支援プログラム)等の削減が含まれています。

下院歳入委員会議長が当初公表した下院法案ドラフトに対しては、下院共和党内部の中道派(個人所得税における州税控除限度額引き上げを主張)および保守派(歳入増・歳出減項目の拡大による赤字縮小を主張)の双方から懸念が示されていました。下院共和党は僅差での過半数(432議席中220議席を保有)であることから、これらの懸念を踏まえ一部項目の修正(5月21日)を反映させたのち、本会議にて1票差で可決されたものとなります。

下院法案における税制改正項目の概要は以下の通りとなります。

- 個人所得税: TCJA の減税項目(2025 年末失効予定)を 2026 年以降も恒久的に維持しつつ、新たな減税項目を追加。パスルー事業体を通じて個人が稼得する所得の特別控除率について 20%から 23%へ引き上げ。連邦所得税計算上の州税控除限度額を 1 万米ドルから 4 万米ドルへ引き上げ。
- 法人・国際課税: TCJA で導入された各種の税制(ボーナス償却等)について、その後フェーズアウトや増税が開始している項目を TCJA 成立時に戻す改正に加え、DST や UTPR に対する対抗措置として内国歳入法 899 条(後述)を創設。増税項目として、2022 年インフレ抑制法( Inflation Reduction Act: IRA)により拡充された各種の ESG 関連税額控除を一部縮小。トランプ氏が選挙公約としていた国内製造業に対する軽減税率(15%)は含まれず。

他方、増税項目の候補としてこれまで提案・議論されていた以下の項目は下院法案に含まれていません。

- 自己株買いに対する物品税(excise tax)の税率引き上げ
- 法人税における州税控除限度額の導入
- 投資ファンドマネージャーが受領するキャリードインタレストに対する増税

## 法人・国際関連改正項目の内容

### 改正項目

下院法案における法人・国際関連の改正項目の内容は以下の通りとなります(赤字は、下院本会議審議の過程で修正された事項となります)。

項目	内容	適用時期
FDII(国外由来無形資産所得)・GILTI(グローバル無形資産低課税所得)に係る特別控除の微減	FDII に係る 37.5%控除、GILTI 合算課税に係る 50%控除(2025 年末以降、それぞれ 21.875% および 37.5%へ引き下げる予定)を <b>それぞれ 36.5%、49.2%へ引き下げる</b> 。	2026 年以降開始課税年度から
BEAT 適用税率の微増	BEAT 現行税率 10%(2026 年から 12.5%に引き上げ予定)を <b>10.1%へ引き上げ</b> 。 BEAT 暫定税額と通常税額を比較する際の R&D 税額控除等の足戻し規定を維持。	2026 年以降開始課税年度から
内国歳入法 899 条の創設	"unfair foreign tax"(DST, UTPR, diverted profits tax、その他米国財務省が認定する外国税)を持つ国(discriminatory foreign country)について、当該国の居住者・法人(適用対象者)に対して以下の追加課税を適用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人税(PE 課税) 源泉税、グロス課税の税率を毎年 5%ずつ、法定税率+20%を上限に増加</li> <li>② BEAT の適用を厳格化               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 適用税率を 12.5%(銀行は 13.5%)へ引き上げ</li> <li>• 適用除外基準(税源浸食割合 3%、総収入 5 億米ドル)を排除</li> <li>• BEAT 暫定税額と比較する通常税額に対する税額控除の足戻しの撤廃</li> <li>• 税務上資産化し COGS として扱っていた支払も BEAT 対象に</li> <li>• 関連者間取引で移転価格上 Service Cost Method の対象となっていた支払も BEAT 対象に</li> </ul> </li> </ul>	源泉税以外の税率引き上げおよび BEAT 厳格化: 以下の 3 つの中最も遅い日より後に開始する課税年度から適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法案成立から 90 日後</li> <li>(2) "unfair foreign tax"が立法されてから 180 日後</li> <li>(3) "unfair foreign tax"の適用初日 (ただし、当該国が"unfair tax"を課さなくなった日以後に開始する課税年度には適用しない)</li> </ul> 引上げ幅は、「適用開始日(applicable date)」(上記(1)から(3)の最も遅い日以後に開始する暦年の初日)から 1 年毎に 5%ずつ増加。同一課税年度に複数の税率が併存している場合は加重平均を適用。

	<p>③ 外国政府免税規定の適用除外</p> <p>"discriminatory foreign country"の法人のグループ会社(対象国外の外国法人も含む)も同様に追加課税の対象となる。</p> <p>財務省に対し、財務省規則を通じ四半期ごとに "discriminatory foreign country"のリストおよび適用開始日を公表することを委任。</p>	<p>源泉税率については、外国法人が適用対象者である期間に開始する暦年における支払から上記引上げ幅を適用開始</p> <p>(ただし、当該国が米国財務省が公表する discriminatory foreign country のリストに記載されている場合のみ。また、親会社が discriminatory foreign country の法人であることを理由に適用対象法人となっている法人については、当該リスト掲載が 90 日以上継続している場合のみ。)</p>
R&D 費用の即時損金化	国内 R&D 費用について、資産化(5 年償却)の適用を停止。納税者の選択により、①即時損金化(新 174 条 A)、②資産化し耐用期間(最低 5 年)による償却、③資産化し 10 年間で償却、のいずれかを適用。	2025 年以降 2029 年末までに開始する課税年度に支払あるいは発生した費用について適用
利子費用控除制限の基準緩和	利子費用控除制限(内国歳入法 163 条(j))における控除限度額計算を、現在の税務上 $EBIT \times 30\%$ から税務上 $EBITDA \times 30\%$ に変更。	2025 年以降 2029 年末までに開始する課税年度の限度額計算について適用
100%ボーナス償却の復活および拡大	適格固定資産(耐用期間 20 年以下の有形固定資産)について初年度 100%ボーナス償却を復活。加えて、一定の適格製品を製造・生産・精製する建物(qualified production property)についても新たに 100%ボーナス償却を適用(新 168 条(n))。	2025 年 1 月 20 日以降 2029 年末までに取得・供用開始された資産について適用 (航空機等一部の資産については 2030 年末までに取得・供用開始)
GILTI 合算課税の改正	米国領バージン諸島で提供された役務に係る所得については GILTI 計算上の対象所得から除外。	法案成立後に開始する(CFC の)課税年度から

### 内国歳入法 899 条の創設

内国歳入法 899 条は、"unfair foreign tax"を持つ国(discriminatory foreign country)に対する対抗措置として提案されたものであり、"unfair foreign tax"の定義には、UTPR、DST、diverted profits tax に加え、財務省が認定する域外適用的な課税(extraterritorial tax)および差別的な課税(discriminatory tax)、さらに、米国の者に対し不均衡に(disproportionately)直接・間接的な経済的負担を負わせることを目的として立法されたすべての租税が含まれます。また、適用対象国の居住者・法人のみならず、政府およびグループ会社も適用対象者となります。

同条の創設は、米国市民・米国法人に対し差別的・域外適用的な租税を課すとされる国に対する対抗措置の導入を目指す現政権の意図に基づくものとなります。直近の大統領令により、こうした租税には DST や Pillar 2 における UTPR を想定していることが示されていました。これまで、DST はオーストリア、カナダ、フランス、イタリア、スペイン、トルコ、UK で立法されています。UTPR はオーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、フランス、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、韓国、スペイン、スウェーデン、タイ、トルコ、英国で立法されています。

税率引上げに関して、租税条約が適用されている租税については、租税条約適用後の税率を起点として引き上げが行われることとされています。例えば、日米租税条約により源泉税免税となっている使用料については、0%から毎年 5%ずつ引き上げられ、最大 50%(法定税率 30% + 20%)まで引き上げられるものと考えられます。他方、国内法で既に源泉税免税となっている支払(ポートフォリオ利子等)が税率引上げの対象となるかについては改正条文上明確ではありません。

BEAT 厳格化については、適用除外基準(税源浸食割合 3%、過去 3 年総収入 5 億米ドル)が撤廃されるため、対象国の法人の米国子会社に対する BEAT の適用範囲が大きく拡大することが見込まれます。また、BEAT 暫定税額と通常税額を比較する際の税額控除足戻しが撤廃されるため、現在 R&D 税額控除の恩恵を受けている米国法人において新たに BEAT 税額が生じる可能性があります。さらに、税務上資産化し COGS として扱っていた支払も BEAT 対象となるため、日本親会社等の国外関連者へ製造ロイヤルティを支払っている米国子会社についても新たに BEAT 税額が生じる可能性があります。

#### ESG 関連税制の縮小

法人に対する増税項目として、2022 年税制改正 (IRA) で大幅に拡充された各種の ESG 関連税額控除の適用廃止や一部縮小することが提案されています。

項目	対象・概要	適用時期
EV 関連項目の適用廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>Section 25E(クリーン自動車(中古)取得に係る税額控除)</li> <li>Section 30D(クリーン自動車(新車)取得に係る税額控除)</li> <li>Section 45W(クリーン自動車(商用)取得に係る税額控除)</li> <li>Section 30C(充電施設に係る投資税額控除)</li> </ul>	2025 年末で適用廃止 (一部自動車については 2026 年末、 2025 年 5 月 12 日より前に契約された 商用自動車については 2033 年末まで 適用)
高エネルギー効率 住宅関連項目の適用廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>Section 25C(高エネルギー効率住宅改築に係る税額控除)</li> <li>Section 25D(居住用住宅に係るクリーンエネルギー税額控除)</li> <li>Section 45L(高エネルギー効率住宅建築に係る税額控除)</li> </ul>	2025 年末で適用廃止 (Section 45L は 2025 年 5 月 12 日より前に建設開始された住宅については 2026 年末まで適用)
クリーンエネルギー 関連項目の一部縮小	<p>以下の項目につき、<b>適用廃止を繰り上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Section 45Y(クリーン電気に係る生産税額控除)</li> <li>Section 48E(クリーン電気に係る投資税額控除)</li> <li>Section 45U(ゼロ排出原子力発電に係る生産税額控除)</li> </ul>	<p>Section 45Y/48E については、法案成立後 60 日経過以降に建設開始、あるいは、2029 年以降供用開始された資産について適用廃止</p> <p>Section 45U については、2029 年以降生産販売された電力について適用廃止</p>
	Section 45X(先進製造活動に係る税額控除)につき、適用廃止を繰り上げ	2032 年以降販売された適格部品について適用廃止(風力関連については 2028 年以降販売されたものについて適用廃止)
	Section 45V(クリーン水素に係る生産税額控除)の適用廃止	2026 年以降建設開始された資産について適用廃止
	Section 45Z(クリーン燃料に係る生産税額控除)の適用延長	(現行の 2027 年末から)2031 年末まで適用延長
	Section 48(再エネ発電施設等に係る投資税額控除)のうち特定の地熱関連装置について税額控除率(6%)を縮小	2030 年建設開始:5.2% 2031 年建設開始:4.4% 2032 年以降:0%
	以下の項目につき、税額控除譲渡(transferability)を一定時期から廃止	Section 45U/X/Z については 2028 年以降生産・建設開始されたものについて税額控除譲渡不可

	<ul style="list-style-type: none"> <li>Section 45U(ゼロ排出原子力発電に係る生産税額控除)</li> <li>Section 45X(先進製造活動に係る税額控除)</li> <li>Section 45Z(クリーン燃料に係る生産税額控除)</li> <li>Section 45Q(炭素隔離に係る税額控除)</li> <li>Section 45Y(クリーン電気に係る生産税額控除)</li> <li>Section 48E(クリーン電気に係る投資税額控除)</li> </ul>	Section 45Q/Y, Section 48E については法案成立から 2 年経過以降に建設開始された資産について税額控除譲渡不可
--	---	--

また、上記のうち一定のクリーンエネルギー関連税額控除については、中国の軍事会社等、特定の法律により指定された外国事業体(prohibited foreign entities)および当該外国事業体が影響力を持つ事業体に対する適用が制限されます。

他方、以下の項目については、縮小の対象となっていません。

- Section 40A(バイオディーゼル・再生可能ディーゼル燃料に係る税額控除)
- Section 40B(サステイナブル航空燃料に係る税額控除)
- Section 45(再エネ電力に係る生産税額控除)
- Section 45J(先進原子力発電に係る税額控除)
- Section 48(再エネ電力に係る投資税額控除)
- Section 48C(適格先進エネルギープロジェクトに係る税額控除)
- Section 48D(先進製造投資に係る税額控除)
- Section 179D(高エネルギー効率商業建物に係る税額控除)

#### その他の増税項目

その他の法人関連の増税項目として、以下の項目が提案されています。

- 一定の私立大学の投資所得に対する追加課税
- 一定のスポーツフランチャイズ取得に係る無形資産償却を 50% に制限
- 法人による慈善寄附控除について、課税所得の 1% を超える場合のみ適用
- 新型コロナ経済措置における雇用維持税額控除(ERTC)について、2024 年 2 月以降申請されたものについて適用廃止

#### The Takeaway

米国議会は 2025 年 5 月 26 日の戦没将兵追悼記念日休暇を経て、6 月 2 日以降再開する会期間において上院での審議が行われます。上院案の可決後、両院での擦り合わせ(reconciliation)と各院での再議決を経て法案が成立し、大統領署名に送付されることとなります。この過程で各種の修正が行われる可能性があるため、今後の上院での審議の動向を踏まえて、税制改正による潜在的な影響の見直しを行っていく必要があります。

TCJA における各種の減税項目が今後も延長されることや、フェーズアウトしていた項目が修正されること(100% ボーナス償却の復活や、利子費用控除制限の EBIT 基準への修正)は、米国子会社を持つ日系企業に対しても有利な改正ということができます。他方、米国の再エネ関連プロジェクトに投資している場合は、ESG 関連税額控除の一部縮小が将来の税メリットの見積に与える影響を精査する必要があります。

内国歳入法 899 条については、DST や UTPR に対する対抗措置という側面があり、また、今後上院の審議で修正される可能性があります。実際に発動されるか否かについては現時点で不明確ですが、仮に発動された場合には、米国からの配当還流や使用料に対する源泉税増加のみならず、BEAT 課税による重要な影響が生じる可能性があることから、その潜在的な影響について検討すると同時に、今後の動向について注視していく必要があります。

(参考)

PwC 米国ニュースレター "Overview of House-passed H.R. 1, the "One Big Beautiful Act"" (5 月 23 日)

<https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-overview-house-passed-hr-1-the-one-big-beautiful-bill-act.pdf>

PwC 米国ニュースレター “House passes H.R.1, the “One Big Beautiful Bill Act””(5月22日)

<https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-house-passes-hr-1-the-one-big-beautiful-bill-act.pdf>

H.R.1 “One Big Beautiful Bill Act”(法案原文(下院本会議修正前))

[https://rules.house.gov/sites/evo-subsites/rules.house.gov/files/documents/rcp\\_119-3\\_final.pdf](https://rules.house.gov/sites/evo-subsites/rules.house.gov/files/documents/rcp_119-3_final.pdf)

Manager's amendment(下院本会議での修正原文)

[https://amendments-rules.house.gov/amendments/RCP\\_119-3\\_Managers\\_xml%20\(002\)250521201648156.pdf?\\_gl=1\\*jcntb6\\*\\_ga\\*MjExODg0MTc5NS4xNzQ0NzMwNTg3\\*\\_ga\\_N4RTJ5D08B\\*czE3NDc4NzUwNzYkbzEyJGcxJHQxNzQ3ODc1MDc4JGowJGwwJGgw](https://amendments-rules.house.gov/amendments/RCP_119-3_Managers_xml%20(002)250521201648156.pdf?_gl=1*jcntb6*_ga*MjExODg0MTc5NS4xNzQ0NzMwNTg3*_ga_N4RTJ5D08B*czE3NDc4NzUwNzYkbzEyJGcxJHQxNzQ3ODc1MDc4JGowJGwwJGgw)

Joint Committee on Taxation, Description of the tax provisions of the Chairman's amendment, May 13, 2025  
(修正前法案に係る両院租税委員会による Technical Explanation)

<https://www.jct.gov/getattachment/dbeb6407-4e04-4b7d-80ae-c382e5d17949/x-21-25.pdf>

Joint Committee on Taxation, Estimated Revenue Effects of Provisions to Provide for Reconciliation of the Fiscal Year 2025 Budget, May 13, 2025(修正前法案に係る両院租税委員会による歳入影響見積)

<https://www.jct.gov/getattachment/1bd9dac5-2717-4422-8369-e8d342d57be8/x-22-25R.pdf>

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

山岸 哲也

パートナー

山口 晋太郎

パートナー

小林 秀太

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.